これらのことからすると，昭和45年判例は，その当時の社会の受け止め方などを考慮しつつ，強制わいせつ罪の処罰範囲を画するものとして，同罪の成立要件として，行為の性質及び内容にかかわらず，犯人の性欲を刺激興奮させ又は満足させるという性的意図のもとに行われることを一律に求めたものと理解できるが，その解釈を確として揺るぎないものとみることはできない。

イ　そして，「刑法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第156号）は，性的な被害に係る犯罪に対する国民の規範意識に合致させるため，強制わいせつ罪の法定刑を６月以上７年以下の懲役から６月以上10年以下の懲役に引き上げ，強姦罪の法定刑を２年以上の有期懲役から３年以上の有期懲役に引き上げるなどし，「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）は，性的な被害に係る犯罪の実情等に鑑み，事案の実態に即した対処を可能とするため，それまで強制わいせつ罪による処罰対象とされてきた行為の一部を強姦罪とされてきた行為と併せ，男女いずれもが，その行為の客体あるいは主体となり得るとされる強制性交等罪を新設するとともに，その法定刑を５年以上の有期懲役に引き上げたほか，監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどしている。これらの法改正が，性的な被害に係る犯罪やその被害の実態に対する社会の一般的な受け止め方の変化を反映したものであることは明らかである。

ウ　以上を踏まえると，今日では，強制わいせつ罪の成立要件の解釈をするに当たっては，被害者の受けた性的な被害の有無やその内容，程度にこそ目を向けるべきであって，行為者の性的意図を同罪の成立要件とする昭和45年判例の解釈は，その正当性を支える実質的な根拠を見いだすことが一層難しくなっているといわざるを得ず，もはや維持し難い。

⑸　もっとも，刑法176条にいうわいせつな行為と評価されるべき行為の中には，強姦罪に連なる行為のように，行為そのものが持つ性的性質が明確で，当該行為が行われた際の具体的状況等如何にかかわらず当然に性的な意味があると認められるため，直ちにわいせつな行為と評価できる行為がある一方，行為そのものが持つ性的性質が不明確で，当該行為が行われた際の具体的状況等をも考慮に入れなければ当該行為に性的な意味があるかどうかが評価し難いような行為もある。その上，同条の法定刑の重さに照らすと，性的な意味を帯びているとみられる行為の全てが同条にいうわいせつな行為として処罰に値すると評価すべきものではない。そして，いかなる行為に性的な意味があり，同条による処罰に値する行為とみるべきかは，規範的評価として，その時代の性的な被害に係る犯罪に対する社会の一般的な受け止め方を考慮しつつ客観的に判断されるべき事柄であると考えられる。

そうすると，刑法176条にいうわいせつな行為に当たるか否かの判断を行うためには，行為そのものが持つ性的性質の有無及び程度を十分に踏まえた上で，事案によっては，当該行為が行われた際の具体的状況等の諸般の事情をも総合考慮し，社会通念に照らし，その行為に性的な意味があるといえるか否かや，その性的な意味合いの強さを個別事案に応じた具体的事実関係に基づいて判断せざるを得ないことになる。したがって，そのような個別具体的な事情の一つとして，行為者の目的等の主観的事情を判断要素として考慮すべき場合があり得ることは否定し難い。しかし，そのような場合があるとしても，故意以外の行為者の性的意図を一律に強制わいせつ罪の成立要件とすることは相当でなく，昭和45年判例の解釈は変更されるべきである。

⑹　そこで，本件についてみると，第１審判決判示第１の１の行為は，当該行為そのものが持つ性的性質が明確な行為であるから，その他の事情を考慮するまでもなく，性的な意味の強い行為として，客観的にわいせつな行為であることが明らかであり，強制わいせつ罪の成立を認めた第１審判決を是認した原判決の結論は相当である。

以上によれば，刑訴法410条２項により，昭和45年判例を当裁判所の上記見解に反する限度で変更し，原判決を維持するのを相当と認めるから，同判例違反をいう所論は，原判決破棄の理由にならない。なお，このように原判決を維持することは憲法31条等に違反するものではない。

２　弁護人奥村徹の上告趣意のうち，その余の判例違反をいう点は，事案を異にする判例を引用するものであって本件に適切でないか，引用の判例が所論のような趣旨を示したものではないから前提を欠くものであり，その余は，単なる法令違反，量刑不当の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって，刑訴法414条，396条，刑法21条により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

検察官平光信隆，同中原亮一　公判出席

平成29年11月29日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　岡部喜代子
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山本　庸幸
裁判官　山﨑　敏充
裁判官　池上　政幸
裁判官　大谷　直人
裁判官　小池　　裕
裁判官　木澤　克之
裁判官　菅野　博之
裁判官　山口　　厚
裁判官　戸倉　三郎
裁判官　林　　景一

国家試験

第50回核燃料取扱主任者試験の施行

第50回核燃料取扱主任者試験の施行について，核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号。以下「規則」という。）第２条の規定に基づき，次のとおり公告する。

平成29年12月15日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

１．試験の日時及び科目

	（午前10時から正午まで）	（午後１時30分から午後３時30分まで）
平成30年３月12日（月）	核燃料物質に関する法令	核燃料物質の化学的性質及び物理的性質
平成30年３月13日（火）	核燃料物質の取扱いに関する技術	放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術

２．試験の場所　東京都区内（場所の詳細については，受験票の交付に併せて通知する。）

３．受験の申込期間　平成30年１月５日（金）から平成30年１月19日（金）

４．試験の受験手続は，次のとおりとする。

⑴　試験を受けようとする者は，次の書類を提出すること。

イ　受験申込書（規則別記様式第１で定めるもの）

ロ　履歴書（規則別記様式第２で定めるもの）

ハ　戸籍抄本，本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの

ニ　顔写真（受験申込み前１年以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5cm横3.5cmのもの（縁無しのものに限る）で，裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

ホ　規則第１条第４項の表第１号に該当する者は，放射線取扱主任者試験合格証又は第１種放射線取扱主任者免状の写し

ヘ　規則第１条第４項の表第２号に該当する者（平成30年３月に修了する見込みの者を含む。）は，当該認定課程の修了証明書及び修得単位証明書（見込みの者は修了見込証明書及び修得単位見込証明書）

⑵　受験申込書及びその添付書類は，原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課に直接持参するか，書留郵便（平成30年１月19日（金）必着）をもって提出すること。

なお，修了見込証明書及び修得単位見込証明書を提出した者にあっては，修了証明書及び修得単位証明書を平成30年３月30日（金）までに，直接持参するか，書留郵便（平成30年３月30日（金）必着）をもって提出すること。提出のない場合は，当該受験は無効とする。

⑶　受験申込書に記載されている住所を変更したときは，その都度氏名及び受験番号を明らかにして，その旨を届け出ること。

⑷　受験申込書及び履歴書の用紙は，申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課で交付する。郵送を希望する場合は，申込者の住所・氏名・試験名・部数を記入し，１部の場合120円切手（以下２部は140円，３部は205円）を貼った返信用封筒（Ａ４判封筒）を同封の上，原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課宛て申し込むこと。